

I P 通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス(第2種
オープンコンピュータ通信網サービスに限ります)) 【現改比較表】 2021年9月8日現在

～2021年9月30日

2021年10月1日～

目次 (略)
第1章 総則
(約款の適用)
第1条 (略)
(用語の定義)
第2条 (略)

目次 (略)
第1章 総則
(約款の適用)
第1条 (略)
(用語の定義)
第2条 (略)

用語	用語の意味
1 第2種契約	(略)
2 第2種契約者	(略)
3 卸モバイルデータ通信利用回線	(略)
4 ポータブルIPアクセス	(略)
5 ドメイン名	(略)
6 モバイルアクセス	(略)
7 契約者カード	1のモバイルアクセス番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社が第2種オープンコンピュータ通信網サービス(料金表第1表(料金)に規定する タイプ6 、 ライブ6-2 又は タイプ6-3 に係るものに限り、)の提供のために契約者に貸与するもの
8~16 (略)	(略)

用語	用語の意味
1 第2種契約	(略)
2 第2種契約者	(略)
3 卸モバイルデータ通信利用回線	(略)
4 ポータブルIPアクセス	(略)
5 ドメイン名	(略)
6 モバイルアクセス	(略)
7 契約者カード	1のモバイルアクセス番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社が第2種オープンコンピュータ通信網サービス(料金表第1表(料金)に規定する ライブ6-2 又は タイプ6-3 に係るものに限り、)の提供のために契約者に貸与するもの
8~16 (略)	(略)

第2章～第3章 (略)

第4章 通信

(料金適用上必要な事項の測定等)

第16条 (略)

(1)～(5) (略)

2 第2種オープンコンピュータ通信網サービス(料金表第1表(料金)に規定するタイプ6のコース1に係るものに限ります。)に係る課金対象パケットの情報量の測定等については、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

3 (略)

(通信利用の制限等)

第16条の2 共通編第26条(通信利用の制限等)のほか、第2種契約者(料金表第1表(料金)に規定するタイプ6、タイプ6-2及びタイプ6-3に係る者に限ります。)は、第2種オープンコンピュータ通信網サービス区域内であっても車両等の走行中の車内、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル又は山間部等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合(通信速度が低下する場合があります。)があります。

(1)～(4) (略)

3 当社は第2種契約者(タイプ6のコース3及びタイプ6-3に係る者に限ります。)が1暦日又は1の料金月に行った通信におけるパケットの数が当社所定の基準を超過した場合には、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの一部または全部の利用を停止することがあります。

4 (略)

(通信品質の改善)

第16条の3 当社は、利用者全体の通信を安定化させるため、第2種オープンコンピュータ通信網サービス(料金表第1表(料金)に規定するタイプ6、タイプ6-2及びタイプ6-3に係わるものに限ります。)に係わる通信について、第16条の2(通信利用の制限等)第2項に規定する措置を行う場合があります。

第2章～第3章 (略)

第4章 通信

(料金適用上必要な事項の測定等)

第16条 (略)

(1)～(5) (略)

2 削除

3 (略)

(通信利用の制限等)

第16条の2 共通編第26条(通信利用の制限等)のほか、第2種契約者(料金表第1表(料金)に規定するタイプ6-2及びタイプ6-3に係る者に限ります。)は、第2種オープンコンピュータ通信網区域内であっても車両等の走行中の車内、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル又は山間部等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合(通信速度が低下する場合があります。)があります。

(1)～(4) (略)

3 当社は第2種契約者(タイプ6-3に係る者に限ります。)が1暦日又は1の料金月に行った通信におけるパケットの数が当社所定の基準を超過した場合には、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの一部または全部の利用を停止することがあります。

4 (略)

(通信品質の改善)

第16条の3 当社は、利用者全体の通信を安定化させるため、第2種オープンコンピュータ通信網サービス(料金表第1表(料金)に規定するタイプ6-2及びタイプ6-3に係わるものに限ります。)に係わる通信について、第16条の2(通信利用の制限等)第2項に規定する措置を行う場合があります。

第5章 料金等

第17条 (略)

第17条の2 (略)

第17条の3 (略)

(定額利用料等の支払い義務)

第18条 第2種契約者(料金表第1表(料金)に規定するタイプ1(コースのプラン5若しくはプラン8に係るものを除きます。)、[タイプ6のコース1](#)、タイプ6-3のコース1(音声通話機能付き契約者カード又は移動無線装置を利用するものに限ります。))又はタイプ8のコース1(プラン25若しくはプラン26に係るものに限ります。))に係る者を除きます。以下この条において同じとします。)は、その契約に基づいて当社が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日)を含む料金月(1の暦日の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。))から次の暦日の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の翌料金月から起算して、契約の解除があった日(付加機能についてはその廃止のあった日)を含む料金月までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1か月間とします。)について、当社が提供する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの態様に応じて料金表第1表(料金)に規定する第2種契約に係る定額利用料金等の支払いを要します。ただし、次の場合はこの限りではありません。

(1) ~ (2) (略)

2~4 (略)

第19条 ~ 第27条 (略)

別記

1~3 (略)

4 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの貸与

(1) 当社は、第2種契約者(料金表第1表(料金)に規定する[タイプ6](#)、タイプ6-2

第5章 料金等

第17条 (略)

第17条の2 (略)

第17条の3 (略)

(定額利用料等の支払い義務)

第18条 第2種契約者(料金表第1表(料金)に規定するタイプ1(コースのプラン5若しくはプラン8に係るものを除きます。))、タイプ6-3のコース1(音声通話機能付き契約者カード又は移動無線装置を利用するものに限ります。))又はタイプ8のコース1(プラン25若しくはプラン26に係るものに限ります。))に係る者を除きます。以下この条において同じとします。)は、その契約に基づいて当社が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日)を含む料金月(1の暦日の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。))から次の暦日の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の翌料金月から起算して、契約の解除があった日(付加機能についてはその廃止のあった日)を含む料金月までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1か月間とします。)について、当社が提供する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの態様に応じて料金表第1表(料金)に規定する第2種契約に係る定額利用料金等の支払いを要します。ただし、次の場合はこの限りではありません。

(1) ~ (2) (略)

2~4 (略)

第19条 ~ 第27条 (略)

別記

1~3 (略)

4 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約者カードの貸与

(1) 当社は、第2種契約者(料金表第1表(料金)に規定するタイプ6-2及びタイプ6-

及びタイプ6-3に係る者に限ります。以下、4において同じとします。)へ契約者カードを貸与します。この場合において、貸与する契約者カードの数は1の第2種契約者につき1とします。

(2) ~ (9) (略)

4の2 ~ 15 (略)

料金表

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容
-----	-----

3に係る者に限ります。以下、4において同じとします。)へ契約者カードを貸与します。この場合において、貸与する契約者カードの数は1の第2種契約者につき1とします。

(2) ~ (9) (略)

4の2 ~ 15 (略)

料金表

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容
-----	-----

(1) 細目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。																		
	ア 通信又は保守の態様による細目																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>タイプ3</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>タイプ6</td> <td>共通編別記 17 の(4)のケに規定する契約事業者の他社接続卸モバイルデータ通信利用回線を使用して通信を行うことができるとともに、特定ダイヤルアップ回線及びダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ6 - 2</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>タイプ6 - 3</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>タイプ7</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>タイプ8</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ1	(略)	タイプ2	(略)	タイプ3	(略)	タイプ6	共通編別記 17 の(4)のケに規定する契約事業者の他社接続卸モバイルデータ通信利用回線を使用して通信を行うことができるとともに、特定ダイヤルアップ回線及びダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの	タイプ6 - 2	(略)	タイプ6 - 3	(略)	タイプ7	(略)	タイプ8	(略)
	区 別	内 容																	
	タイプ1	(略)																	
	タイプ2	(略)																	
	タイプ3	(略)																	
	タイプ6	共通編別記 17 の(4)のケに規定する契約事業者の他社接続卸モバイルデータ通信利用回線を使用して通信を行うことができるとともに、特定ダイヤルアップ回線及びダイヤルアップ回線からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの																	
	タイプ6 - 2	(略)																	
	タイプ6 - 3	(略)																	
タイプ7	(略)																		
タイプ8	(略)																		
備考 (略)																			
(2)~(4)	(略)																		

(1) 細目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。																
	ア 通信又は保守の態様による細目																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>タイプ3</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>タイプ6 - 2</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>タイプ6 - 3</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>タイプ7</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>タイプ8</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ1	(略)	タイプ2	(略)	タイプ3	(略)	タイプ6 - 2	(略)	タイプ6 - 3	(略)	タイプ7	(略)	タイプ8	(略)
	区 別	内 容															
	タイプ1	(略)															
	タイプ2	(略)															
	タイプ3	(略)															
	タイプ6 - 2	(略)															
	タイプ6 - 3	(略)															
	タイプ7	(略)															
タイプ8	(略)																
備考 (略)																	
(2)~(4)	(略)																

(5) タイプ
6の区分に係る
料金の適用

ア タイプ6には、次の区分があります。

区 分	内 容
コース1	削除
コース2	削除
コース3	当社の提供区間に他社接続卸モバイルデータ通信利用回線（ソフトバンク株式会社のEMOBILE通信サービス契約約款（EMOBILELTE編）に準じるものに限ります。）に係る共通編別記17の（4）のケに規定する契約事業者の卸提供区間を含めて当社がその第2種契約に係る定額利用料を設定するもの。

イ 削除

ウ 削除

エ コース3には、次の区分があります。

区 分	内 容
<u>プラン1</u>	<u>この表の（24）欄に規定する定期利用期間があり、他社接続卸モバイルデータ通信利用回線を介して通信を行う場合、累計課金対象パケット数にかかわらず基本額を適用するもの</u>

(5) 削除

削除

	<p><u>プラン2</u></p> <p>この表の(24)欄に規定する定期利用期間があり、他社接続卸モバイルデータ通信利用回線を介して通信を行う場合、累計課金対象パケット数にかかわらず基本額を適用するものであって、プラン1以外のもの</p> <p><u>備考</u></p> <p>1 当社は、プラン1又はプラン2に係る第2種契約の申込を承諾しません。</p> <p>2 第2種契約者は、プラン1又はプラン2への細目又は区分等の変更の請求を行うことはできません。</p>
(5)の2 (略)	(略)
(5)の3 (略)	(略)
(6)~(22) (略)	(略)
(23) ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	1-2-7に規定するユニバーサルサービス料及び1-2-10に規定する電話リレーサービス料は、第2種契約者(020番号帯以外の <u>タイプ6</u> 、タイプ6-2及びタイプ6-3に係るもの)に限り適用します。
(24) (略)	(略)

(5)の2 (略)	(略)
(5)の3 (略)	(略)
(6)~(22) (略)	(略)
(23) ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	1-2-7に規定するユニバーサルサービス料及び1-2-10に規定する電話リレーサービス料は、第2種契約者(020番号帯以外のタイプ6-2及びタイプ6-3に係るもの)に限り適用します。
(24) (略)	(略)

(25) 第2種契約の取り扱いに係る利用料、定額利用料及び付加機能利用料の適用	ア (略)	
	区 分	合算料金の減額 (月額)
	(ア) 第2種契約 (タイプ6のものに限ります。) 及び第2種契約 (タイプ6 、タイプ6-2、タイプ6-3、タイプ7のコース1のプラン2及びタイプ8のものを除きます。) に係る契約の場合	200 円 (220 円)
	(イ) (略)	(略)
	(ウ) 第2種契約 (タイプ6-2のものに限ります。)、第2種契約 (タイプ6 、タイプ6-2、タイプ6-3、タイプ7のコース1のプラン2及びタイプ8のものを除きます。) 及び1-2-5のポータブルIPアクセス機能に係る契約の場合	300 円 (330 円)
	(エ) 第2種契約 (タイプ6-2のものに限ります。) 及び第2種契約 (タイプ6 、タイプ6-2、タイプ6-3、タイプ7のコース1のプラン2及びタイプ8のものを除きます。) に係る契約の場合	200 円 (220 円)
	イ (略)	

(25) 第2種契約の取り扱いに係る利用料、定額利用料及び付加機能利用料の適用	ア (略)	
	区 分	合算料金の減額 (月額)
	(ア) 第2種契約 (タイプ6-2、タイプ6-3、タイプ7のコース1のプラン2及びタイプ8のものを除きます。) に係る契約の場合	200 円 (220 円)
	(イ) (略)	(略)
	(ウ) 第2種契約 (タイプ6-2のものに限ります。)、第2種契約 (タイプ6-2、タイプ6-3、タイプ7のコース1のプラン2及びタイプ8のものを除きます。) 及び1-2-5のポータブルIPアクセス機能に係る契約の場合	300 円 (330 円)
	(エ) 第2種契約 (タイプ6-2のものに限ります。) 及び第2種契約 (タイプ6-2、タイプ6-3、タイプ7のコース1のプラン2及びタイプ8のものを除きます。) に係る契約の場合	200 円 (220 円)
	イ (略)	

(25) ~ (28) (略)	(略)
--------------------	-----

1 - 2 料金額

1 - 2 - 1 利用料 (略)

1 - 2 - 2 定額利用料

(1) ~ (3) (略)

(4) [タイプ6のもの](#)

[ア 削除](#)

[イ コース3のもの](#)

(25) ~ (28) (略)	(略)
--------------------	-----

1 - 2 料金額

1 - 2 - 1 利用料 (略)

1 - 2 - 2 定額利用料

(1) ~ (3) (略)

(4) [削除](#)

1 契約者識別符号ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1	3,696 円 (4,065.6 円)
プラン2	3,696 円 (4,065.6 円)
<p>備考</p> <p>1 当社はメールアドレスを当社が指定する方法により割り当てます。</p> <p>2 当社は、第2種契約者から請求があったときは、当社が指定する方法で、メールアドレスの追加、変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。</p> <p>3 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社のホームページ (https://support.ntt.com/ocn/support/pid2990021006) に定めるところによります。</p> <p>4 第2種契約者が送信した電子メールにコンピュータウイルスが添付されている又は電子メール本文に含まれている場合、当社が採用するコンピュータウイルス対策ソフトにより、そのコンピュータウイルスを検知し、電子メールの転送を停止させることができます。</p> <p>5 コンピュータウイルス対策ソフトにより検知可能なコンピュータウイルスは、ウイルスの検知の実施時における、当社が採用するウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。</p> <p>6 この備考の4に規定する電子メールの転送の停止は、当社のホームページ (https://www.ntt.com/personal/services/option/mail/vcheck-s-mail.html) に定める方法により利用可能とします。</p> <p>7 この備考の4の電子メールの転送の停止により、第2種契約者の電子メールの利用に何らかの不利益が生ずる場合があることについて、第2種契約者はあらかじめ同意するものとします。</p> <p>8 1の契約者識別符号により同時に通信を行うことができる数は1とし</p>	

ます。

(4) の2 ～ (6) (略)

1-2-3 ～ 1-2-6 (略)

1-2-7 ユニバーサルサービス料

区分	単位	料金額
ユニバーサルサービス料	1の第2種契約(020番号帯以外の タイプ6 、タイプ6-2及び対応6-3のコース1のものに限ります。)ごとに月額	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考 (略)		

1-2-8 ～ 1-2-9 (略)

1-2-10 電話リレーサービス料

区分	単位	料金額
電話リレーサービス料	1の第2種契約(020番号帯以外の タイプ6 、タイプ6-2及び対応6-3のコース1のものに限ります。)ごとに月額	1円(1.1円)
備考 (略)		

(4) の2 ～ (6) (略)

1-2-3 ～ 1-2-6 (略)

1-2-7 ユニバーサルサービス料

区分	単位	料金額
ユニバーサルサービス料	1の第2種契約(020番号帯以外のタイプ6-2及び対応6-3のコース1のものに限ります。)ごとに月額	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考 (略)		

1-2-8 ～ 1-2-9 (略)

1-2-10 電話リレーサービス料

区分	単位	料金額
電話リレーサービス料	1の第2種契約(020番号帯以外のタイプ6-2及び対応6-3のコース1のものに限ります。)ごとに月額	1円(1.1円)
備考 (略)		